

# 重要事項説明書

( 介 護 予 防 支 援 )

医療法人 岸本病院  
居宅介護支援センター

# 介護予防支援 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1 事業者（法人）

名称・法人種別	医療法人岸本病院
代表者名	理事長 岸本良博
所在地・連絡先	(所在地) 京都府舞鶴市字浜1131番地 (電話) 0773-62-0118 (FAX) 0773-62-1137

## 2 運営の目的と方針

事業対象又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とします。

- ① 介護予防支援の提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業を行うにあたっては、市及び、保健・医療・福祉サービスの提供主体、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携を図ります。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

## 3 概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人岸本病院居宅介護支援センター
所在地・連絡先	(所在地) 京都府舞鶴市南浜町1-3 (電話) 0773-65-2102 (FAX) 0773-66-3202
介護保険指定番号	2672700321
通常の事業の実施地域	舞鶴東地区・中地区 (北：新大波トンネルまで、南：南デイサービスセンターまで、東：吉坂峠まで、西：白鳥トンネル及び五老トンネル及びアザレア舞鶴まで)

### (2) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人

主任介護支援専門員	介護予防支援サービス等に係わる業務	3人
事務員	書類作成、メッセージ業務	1人

### (3) 勤務態勢

平日(月)～(金)	午前8:30～午後5時30分・土・日・祝祭日は電話対応 土・日曜日・お盆(8月14日15日)・年末年始(12月30日～1月3日)は 営業しない
緊急連絡先	080-1524-4559(担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間 体制にて受付)

### (4) 介護予防支援の実施概要

事項	備考
介護予防支援の 提供方法及び内容	① 利用者の相談は事業所及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行います。 ② 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定します。 ③ サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成します。 ④ 指定介護予防サービス事業者などからの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行います。 ⑤ 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行います。
利用料金	指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。(舞鶴市が定める基準の額)
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

## 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

### (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	当事業所1階相談室
担当者	畑中久美子
電話番号	0773-65-2102(T E L)      0773-66-3202(F A X)
対応時間	月～金曜日午前8時30分～午後5時30分

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者  
に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施  
し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

### (3) サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

### (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

#### 外部苦情相談窓口

舞鶴市役所高齢者支援課 介護保険係	電話 番号	0773-66-1013
	所在地	舞鶴市字北吸 1044 番地
京都府国民健康保険 団体連合会	電話 番号	075-354-9090
	所在地	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地COCON烏丸内

## 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

### ① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

### ② 処理経過及び再発防止策の報告

- ① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 6. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

## 7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 8. 他機関との各種会議等

- ① ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にさせていただきます。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

- ② ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

## 9. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

## 10. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。  
その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 12. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当事業者は、介護予防支援の提供にあたりご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

介護予防支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 医療法人岸本病院居宅介護支援センター

所在地 京都府舞鶴市南浜町1番地3

管理者 畑中 久美子

説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援の提供開始に同意しました。

(ご利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄: \_\_\_\_\_ )